

---

## 6033. 納付登録照会

---

業務コード	業務名
IRC	納付登録照会

## 1. 業務概要

「資金徴収登録（S I K / S I K 2 0）」業務で登録された旅具キャッシュレス納付に係る情報について、納付対象一覧、徴税調書番号一覧、一括納付書番号一覧を照会する。各照会情報の用途は、以下のとおり。

### <A>照会種別：A（納付対象一覧照会）

納付受託者が納付すべき納税額を納付日程の期間別に確認するために利用する。また、徴税調書番号一覧照会（種別：B）及び一括納付書番号一覧照会（種別：C）の照会に必要な納付日程の開始日及び終了日を確認するために利用する。

### <B>照会種別：B（徴税調書番号一覧照会）

納付受託者がRCL業務にて呼出した税額と、納付受託者が把握している税額が異なる場合（日跨ぎ等で調査決定日＝納付委託日とならない場合等）にシステムに登録されている徴税調書番号ごとの調査決定日及び収納未済額を確認するために利用する。

### <C>照会種別：C（一括納付書番号一覧照会）

納付受託者がRCL業務ではなく、マニュアルの納付書にて納付を行う場合に、RZC業務にて入力する税関官署、一括納付書番号、受入科目及び収納未済額を確認するために利用する。

## 2. 入力者

納付受託者、税関

## 3. 制限事項

### （1）照会種別「A」の場合

1回での照会件数は最大10件とする。

なお、10件を超える場合は、照会情報を再度送信することにより次の10件を照会する。

### （2）照会種別「B」または「C」の場合

1回での照会件数は最大200件とする。

なお、200件を超える場合は、照会情報を再度送信することにより次の200件を照会する。

## 4. 入力条件

### （1）入力者チェック

#### （A）税関の場合

システムに登録されている利用者であること。

#### （B）税関以外の場合

システムに登録されている利用者であることに加え、利用者コード欄に入力された利用者コードと入力者の利用者コードが同一であること。

### （2）入力項目チェック

#### （A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

#### （B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

### （3）納付日程管理DBチェック

（A）納付日程の期間の開始日が入力されている場合は、システムに登録されている当該利用者の納付日程の開始日と一致すること

（B）納付日程の期間の終了日が入力されている場合は、システムに登録されている当該利用者の納付日程の終了日と一致すること

（C）複数の納付日程の期間に跨った開始日及び終了日の入力でないこと

#### (4) 資金DBチェック

<A>照会種別：A（納付対象一覧照会）の場合

- ①利用者欄の利用者コードと一致する徴収決定情報\*<sup>1</sup>が存在すること
- ②税関官署欄が入力された場合は、入力された税関官署と一致する徴収決定情報\*<sup>1</sup>が存在すること。  
ただし、「AL」が入力された場合は、未入力と同様に全税関官署が対象
- ③納付日程の期間が入力された場合は、入力された納付日程の期間に該当する徴収決定情報\*<sup>1</sup>が存在すること
- ④照会対象となる徴収決定情報\*<sup>1</sup>の収納未済額が0円より大きいこと

<B>照会種別：B（徴税調書番号一覧照会）の場合

- ①利用者欄の利用者コード及び納付日程の期間欄に該当する徴収決定情報\*<sup>1</sup>が存在すること
- ②税関官署欄が入力された場合は、入力された税関官署と一致する徴収決定情報\*<sup>1</sup>が存在すること。  
ただし、「AL」が入力された場合は、未入力と同様に全税関官署が対象

<C>照会種別：C（一括納付書番号一覧照会）の場合

- ①利用者欄の利用者コード及び納付日程の期間欄に該当する徴収決定情報\*<sup>1</sup>が存在すること
- ②税関官署欄が入力された場合は、入力された税関官署と一致する徴収決定情報\*<sup>1</sup>が存在すること。  
ただし、「AL」が入力された場合は、未入力と同様に全税関官署が対象

(\* 1) S I K業務にて申告等区分コード「5：賦課決定（旅具キャッシュレス納付（口座振替）」で登録された徴収決定情報

### 5. 処理内容

#### (1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、納付登録照会情報編集の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

#### (2) 納付登録照会情報編集出力処理

##### (A) 出力内容

資金DBよりS I K業務にて申告等区分コード「5：賦課決定（旅具キャッシュレス納付（口座振替）」で登録された全税関官署の徴収決定情報の内、入力内容に合致する情報を抽出し、納付登録照会情報の編集及び出力を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

入力項目に対応するS I K業務の入力項目は以下のとおり。

- ①利用者コード欄：S I K業務の通関業者欄
- ②税関官署欄：S I K業務実施者の税関官署
- ③納付日程の期間欄：S I K業務の調査決定の日欄

##### (B) 出力単位及び集計単位

各照会種別毎の出力単位及び集計単位は以下のとおりとする。

##### (a) 照会種別：A（納付対象一覧照会）

- ①税関官署（税関官署欄に入力がある場合のみ\*<sup>2</sup>）
  - ②納付日程の期間\*<sup>3</sup>
- (\* 2) 税関官署毎の納付日程の期間ごとの収納未済額の合計を出力する。  
(\* 3) 納付日程の期間単位に収納未済額が0円の場合は出力しない。

##### (b) 照会種別：B（徴税調書番号一覧照会）

- ①税関官署コード
- ②徴税調書番号

- (c) 照会種別：C（一括納付書番号一覧照会）
- ①税関官署コード
  - ②一括納付書番号
  - ③受入科目コード（出力順序は、「特記事項」を参照。）

(C) 出力順序

各照会種別毎の出力順序は以下のとおりとする。

- (a) 照会種別：A（納付対象一覧照会）
- ①納付日程の期間
  - ②税関官署コード
- (b) 照会種別：B（徴税調書番号一覧照会）
- ①税関官署コード
  - ②徴税調書番号
- (c) 照会種別：C（一括納付書番号一覧照会）
- ①税関官署コード
  - ②一括納付書番号
  - ③受入科目コード（出力順序は、「特記事項」を参照。）

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
納付登録照会情報（納付対象一覧）	照会種別が「A」の場合	入力者
納付登録照会情報（徴税調書番号一覧）	照会種別が「B」の場合	入力者
納付登録照会情報（一括納付書番号一覧）	照会種別が「C」の場合	入力者

7. 特記事項

(1) 本業務で繰返し出力する受入科目コードの出力順は以下のとおりとする。

- D：関税
- S：不当廉売関税
- U：緊急関税
- R：報復関税
- K：相殺関税
- H：対抗関税
- I：(未使用)
- J：国際観光旅客税
- L：酒税
- B：たばこ税
- E：たばこ税・たばこ特別税
- T：石油税
- Q：石油石炭税
- P：石油税・石油臨特税
- V：揮発油・地方道路税
- G：石油ガス税
- M：(未使用)
- O：(未使用)
- X：揮発油税・地方揮発油税

F : 消費税  
A : 地方消費税  
N : 消費税  
W : とん税・特別とん税  
C : 旧税  
Y : (未使用)  
Z : (未使用)